山剣連第３４号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年６月１９日

 各地区剣道連盟会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (一財) 山口県剣道連盟

 会 長　茨　木　 　貴

 「公印省略」

剣道における熱中症発生報告及び熱中症対策について

 全剣連から、剣道における熱中症が発生した場合の報告指示及び熱中症対策資料の送付を受けました。地区剣連会員の皆様に対し、熱中症発生時の報告及び資料の確認・活用について徹底をお願いいたします。

記

１　剣道における熱中症発生の報告

全剣連は、夏季の高温多湿により熱中症の発生が懸念されるとして、剣道における熱中症発生状況を収集するため、熱中症事案が発生した場合の報告を求めておりますので、次のとおり報告をお願いいたします。

⑴　報告を求める対象期間

６月１７日（水）～９月３０日（水）

　⑵　入院を伴わない場合の報告要領

①　報告者

熱中症になった会員自身又はその関係会員が報告

※個別に報告された場合は、県剣連事務局に報告した旨の連絡をお願いいたします。

②　報告要領

全剣連ホームページの「報告システム」により報告

　　　　全剣連ホームページ⇒　お知らせ⇒　全剣連のお知らせ一覧⇒　剣道における熱中症への取り組み⇒　剣道における熱中症報告フォーム⇒　下方にメールアドレス、氏名の入力画面が出ますので、順次、求める事項（熱中症者の称号・段位、年齢、発生日時、発生場所、発生時の概要、熱中症の病型（別添　熱中症資料Ｐ２「熱中症の病型」のⅠ度～Ⅲ度に分類）等を入力してください。）

※報告する場合、メールアドレス等が必要です。報告できない場合は県剣道連盟事務局へ連絡を頂ければ、県剣連事務局が報告いたします。

※個人情報について、第三者に開示・提供はせず、全日本剣道連盟医・科学委員会内のみで共有され、集計・解析データのみ公開されるとのことです。

　⑶　入院を伴う場合の報告要領

　　①　報告者

　　　　県剣連事務局が行います。

全剣連が求める報告者については

○　全剣連ホームページの「報告システム」による報告は、熱中症になった会員自身又はその関係会員

○　「剣道重大事故」としての報告は、県剣連事務局

　　　ですが、入院を伴う場合は、「剣道重大事故」として県剣連事務局が報告しなければなりませんので、県剣連に報告を頂き一括して報告いたします。

　　②　報告要領

　　　　別紙１「剣道事故等発生報告書」により県剣連事務局へ報告をお願いいたします。

《参考》「剣道重大事故」の報告様式は、山口県剣道連盟ホームページのトップ画面、「（一財）山口県剣道連盟概要」の下方にあります「剣道重大事故の報告」をクリックされれば画面下方に報告様式を掲載しています。

２　熱中症対策

　　　　全剣連から、熱中症対策として別添「熱中症資料」の送付がありました。資料の内容は

○　熱中症の応急処置

○　熱中症の病型

○　熱中症の疑いがある場合の対応要領

○　熱中症防止方策　等

　ですので、熱中症対策に活用してください。